

佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会
における連携・協力協定書

佐賀大学教育学部（以下「甲」という。）、佐賀大学大学院学校教育学研究科（以下「乙」という。）及び佐賀県教育委員会（以下「丙」という。）は、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この連携・協力協定書は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図り、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教員の養成に関する事項
- (2) 教員の研修に関する事項
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- (4) 生涯学習の推進に関する事項
- (5) 研究開発・共同研究に関する事項
- (6) その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

（連携・協力協議会）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条に規定する連携・協力を円滑に推進するため、佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、甲、乙及び丙のいずれから改廃の申入れがない限り、存続するものとする。

（前協定の破棄）

第5条 佐賀大学文化教育学部と佐賀県教育委員会における連携・協力協定書（平成17年1月18日締結）は、この協定書の締結をもって効力を失うものとする。

（補則）

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の在り方等については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結の証に協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成28年5月16日

(甲)

佐賀市本庄町1番地
佐賀大学教育学部長

田中 彰一

(乙)

佐賀市本庄町1番地
佐賀大学大学院
学校教育学研究科長

田中 彰一

(丙)

佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県教育委員会教育長

古谷 宏